

長崎県・市町被災者生活再建支援制度

平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づく支援制度では、制度の対象としている自然災害の適用を、市町村又は都道府県における全壊世帯数等の被害規模により決定していることから、適用要件を満たさない市町村又は都道府県に居住している被災世帯は、同一災害により同程度の被害を受けたにもかかわらず、支援の対象とならない場合があります。

こうした国の支援の対象とならない被災世帯に対しても同様の支援を行うことができるよう、県と市町が協力・連携し、国の制度の補完的な役割を担う制度を創設いたしました。

本制度は、被災世帯に対し、国の支援制度と同様の支援金を支給することにより、早期にその生活の再建を図ることを支援し、もって県民の安定した生活と被災地の速やかな復興に資することを目的としています。被災者の皆様におかれましては、長崎県・市町被災者生活再建支援制度を十分に活用されて、一日も早い生活の再建を実現されますことを祈念申し上げます。

< 目 次 >

1	対象となる自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	対象となる被災世帯・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	支援金の支給額・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	支援金の申請・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	支援金の申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	支援金支給決定の取消しと返還請求・・・・・・・・	5
7	支援金支給の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8	申請書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・	7

Ⅰ 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然現象によって住宅の被害があった場合を対象にしています。

ただし、この制度が適用になるのは、以下の自然災害です。

- (1) 長崎県または隣接県（福岡県、熊本県、佐賀県）で国の被災者生活再建支援法が適用される自然災害
- (2) 長崎県または隣接県（福岡県、熊本県、佐賀県）で災害救助法第2条第1項が適用される自然災害

【参考】国の支援制度の対象となる自然災害

次に掲げる市町村又は都道府県の区域における自然災害

- ①災害救助法施行令第1条第1項のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村
＜災害救助法施行令 別表第1（第1号関係）＞

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

＜災害救助法施行令 別表第2（第2号関係）＞

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなされる。

- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊世帯が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2 対象となる被災世帯

Ⅰの自然災害で国の支援制度が適用されない区域の以下の被災世帯です。

(1) 全壊世帯

居住する住宅が全壊した世帯

(2) 解体世帯（半壊解体・敷地被害解体）

居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(3) 長期避難世帯

火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯

居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

(5) 中規模半壊世帯

居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

3 支援金の支給額

支援金の支給額は、次の2つの支援金の合計額になります。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

※加算支援金については、被災した市町内での生活再建に限ります。

（単位：万円）

区 分	①基礎支援金		②加算支援金		合計
	住宅の被害程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊 （第3条第1号該当）	100	建設・購入	200	300
	半壊解体・敷地被害解体 （第3条第2号該当）		補修	100	200
	長期避難 （第3条第3号該当）		賃貸（公営住宅以外）	50	150
	大規模半壊 （第3条第4号該当）	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃貸（公営住宅以外）	50	100
	中規模半壊 （第3条第5号該当）	－	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃貸（公営住宅以外）	25	25
単身世帯	全壊 （第3条第1号該当）	75	建設・購入	150	225
	半壊解体・敷地被害解体 （第3条第2号該当）		補修	75	150
	長期避難 （第3条第3号該当）		賃貸（公営住宅以外）	37.5	112.5
	大規模半壊 （第3条第4号該当）	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃貸（公営住宅以外）	37.5	75
	中規模半壊 （第3条第5号該当）	－	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃貸（公営住宅以外）	18.75	18.75

※住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として「全体世帯」と同等の支援が受けられます。

【支給例】

- ・住宅が全壊し、新たに住宅を建設する場合
→ 300万円（基礎支援金100万円＋加算支援金200万円）
- ・住宅が全壊し、民間マンションを賃貸する場合
→ 150万円（基礎支援金100万円＋加算支援金50万円）
- ・住宅が大規模半壊し、その住宅を補修する場合
→ 150万円（基礎支援金50万円＋加算支援金100万円）

4 支援金の申請

申請書に必要書類を添えて、被災当時居住していた市町に提出してください。

（１）住民票の取得

- ①支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。
- ②この制度では、世帯の構成員が、複数か単身かで支援金の額が違います。住民票はそのことを証明する書類です。

（２）申請書の作成

「長崎県・市町被災者生活再建支援金申請書」（様式第Ⅰ号）に必要事項を記入してください。

（３）必要書類の用意

		全壊	解体		長期 避難	大規模 半壊	中規模 半壊
			半壊 解体	敷地被害 解体			
基礎支援金	ア 住民票	○	○	○	○	○	○
	イ 罹災証明書	○	○	○		○	○
	ウ 預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○
	エ 解体証明書又は 減失登記簿謄本		○	○			
	オ 敷地被害証明書類			○			
	カ 長期避難世帯証明 書類				○		
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○	○	○

①基礎支援金

- ア 住民票（市町が発行）
- イ 罹災証明書（市町が発行）
- ウ 預金通帳の写し（銀行名・支店名・ゆうちょ銀行「記号」、預金種目、口座番号、申請者（世帯主）本人名義「フリガナ名」の記載があるもの）（申請者が用意）

- エ 「半壊」または「大規模半壊」の被害認定を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険な状態である場合や修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する「解体証明書」（市町が発行）または「滅失登記簿謄本」（法務局発行。申請者が用意。）が必要です。
- オ 敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など）が必要です。（申請者が用意）
- カ 長期避難世帯の申請には、市町による証明書の添付が必要です。
（※なお、長期避難世帯の認定は、被災市町と協議したうえで、県において認定します。）

②加算支援金（※被災した市町内での生活再建に限ります。）

「加算支援金」を申請される場合は、住宅の再建方法（住宅の建設・購入、補修または賃貸）に応じ、そのことを確認できる契約書等の写しが必要です。

（４）市町への申請

申請書に必要書類を添えて被災当時に居住していた市町に申請してください。

（５）支援金の支給

申請書は、被災当時に居住していた市町を経由し、県に郵送されます。県において申請書の内容の確認を行い支援金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金を振り込みます。

※単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含みます。）に亡くなられた場合は、支給されません。（支援金申請の権利は相続の対象とはなりません。）

5 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から 13 か月の間	災害のあった日から 37 か月の間

6 支援金支給決定の取消しと返還請求

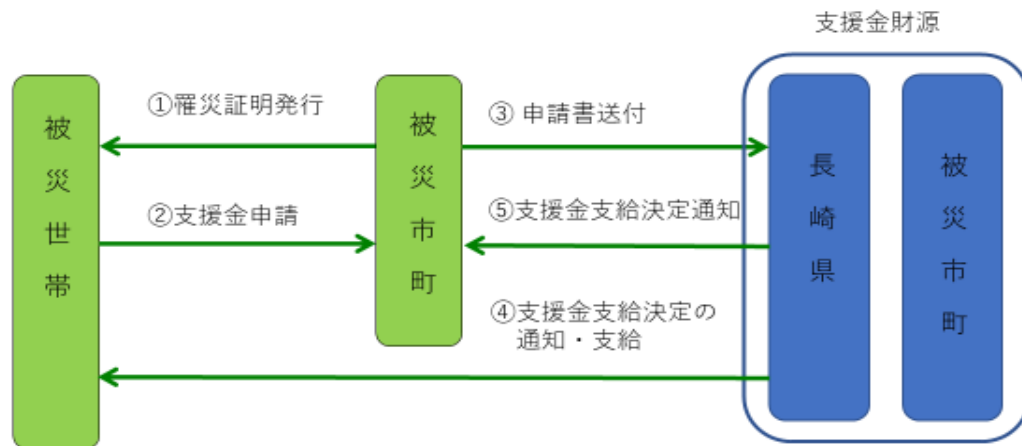
県は、世帯主が支援金を不正に受領した場合には、支援金の支給決定を取消し、返還請求を行うことがあります。

その場合、県は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金については年 10.95%の割合で計算した加算金を請求させていただくとともに、納期日までに納付されない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額について年 10.95%の割合で計算した延滞金を請求いたします。

なお、以上の支援金の不正な受領以外にも、市町による被害認定の変更があり、支援金の支給要件に該当しなくなった場合も、お支払いした支援金の返還を請求することがあります。

7 支援金支給の仕組み

被災された世帯に支給される支援金は、県と被災市町が拠出しております。



8 申請書の書き方

【長崎県・市町被災者生活再建支援金支給申請書記入の仕方（1枚目）】

※記入必須

①支給番号

- ・申請回数について、2回目以降の場合は支給番号を記入してください。

②申請者氏名

- ・被災当時の世帯主が申請してください。
- ・やむを得ず世帯主ではない方が申請する場合は、「注意事項②」を参照してください。

③世帯主の氏名

- ・住民票をもとに、被災当時の世帯主を記入してください。

※現在の世帯状況と異なる場合でも、被災当時の世帯主氏名を記入してください。

④被災した住宅の住所(被災住所)

- ・罹災証明書に記載の被災住所を記入してください。

⑤世帯員の氏名

- ・被災当時、世帯主と住宅及び生計を1つにしていた世帯員を記入してください。

⑥被災世帯の現在の住所

- ・郵送物の受取先となる住所、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

⑦世帯主の支援金の振込先口座

- ・銀行等を希望する場合は、上段に記入してください。
- ・種別は「普通口座」のみです。
- ・ゆうちょ銀行を希望する場合は、下段に記入してください。

【様式第1号（第6条及び第7条関係）】

災害名（市町記入欄）

長崎県・市町被災者生活再建支援金支給申請書

交付印

【同意事項】罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。

申請日 年 月 日

長崎県知事 殿

上記【同意事項】に同意の上、長崎県・市町被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請回数（支給番号）

初回
2回目以降

申請者氏名 ②

（世帯主以外の方が申請する場合はその理由：）

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①世帯主の氏名 ③

ふりがな

生年月日

氏名

年

月

日

②被災した住宅の住所(被災住所) ④

〒

③世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入して下さい。）

ふりがな	生年月日	ふりがな	生年月日
1 氏名	年 月 日	4 氏名	年 月 日
2 氏名	年 月 日	5 氏名	年 月 日
3 氏名	年 月 日	6 氏名	年 月 日

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は口に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

現在の住所

□被災住所と同じ 〒

電話番号

（ ）

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は口に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
	⑦	普通	
ゆうちょ銀行	記号	番号	
口座名義（カナ）			

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です。）

【県・市町被災者生活再建支援金支給申請書記入の仕方（2枚目）】

⑧申請する基礎支援金について

- ・罹災証明書上の被害状況、住民票上の世帯状況を確認の上、今回申請欄(A)の該当する金額を○で囲み「申請額(A-B)」に申請する金額を記入してください。
- ・2回目(加算支援金)以降の申請の場合、この欄は、差額申請がある場合のみ記入してください。
- ・受給済(B)欄は、住宅を解体した場合の差額申請用に設けています。差額申請をする場合は、注意事項⑨を参照して申請してください。

IV

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のまま結構です。なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯
全壊	100万円	75万円		
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円		
長期避難	100万円	75万円		
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円

解体の場合はその理由:

申請額(A-B):

万円

⑨申請する加算支援金について

- ・住宅の再建方法に応じて、今回申請(C)の該当する金額を○で囲み、「申請額(C-D)」に申請する金額を記入してください。
- ・受給済(D)欄は、賃貸住宅から建設・購入又は補修に変更する場合の差額申請用に設けています。差額申請をする場合は、注意事項⑨を参照して申請してください。

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区分	今回申請 (C)		受給済 (D)		
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設、購入	200万円	150万円			
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模半壊	建設、購入	100万円	75万円	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円

申請額(C-D):

万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の額に記入してください。

⑩市町記入欄

- ・この欄は市町が記入する欄のため、記入は不要です。
- ・その他申し送り事項があれば記入してください。
- ・罹災証明書における被害の程度が変更になった場合は、□に✓を記入し、変更経過を記入してください。

市町記入欄

添付書類確認欄

罹災証明書	住民票等	預金通帳の写し	解体証明書類	敷地被害証明書類	長期避難証明書	契約書の写し等	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

※罹災証明書における被害の程度が変更となった場合は□に✓及びカッコへ変更経過を記入

□【変更前】

→【変更後】

※この場合、県で事実関係を確認後に、支給決定を行います。

担当部署

担当者名

【記入上の注意事項】

○申請回数について

基礎支援金と加算支援金を同時に申請する場合は1回、基礎支援金を申請・受給し、加算支援金を後日申請する場合は2回となります。

1回目に基礎支援金を申請・受給し、2回目に加算支援金のうち「賃貸」を申請し、最終的に「建設・購入」「補修」のいずれかを申請する場合は3回となります。

①支給番号について

1回目（基礎支援金）の申請の場合は、記入しないでください。2回目（加算支援金）以降の申請の場合は、「長崎県・市町被災者生活再建支援金支給決定通知書」に記載されている支給番号を確認し、記入してください。

②申請者氏名について

申請者は、原則として、住民票に記載されている世帯主が申請してください。やむを得ず世帯主でない方が申請する場合は、市町の窓口に来て申請された方の氏名、「世帯主以外の方が申請する場合はその理由」欄にその理由を記入してください。

I-①、②、③ 被災時の世帯の状況について

③ I-① 被災当時の住民票に記載されている世帯主の氏名及びふりがな、生年月日を記入します。申請前に世帯主の方が亡くなっている場合や現在の世帯状況と異なる場合でも、被災当時の世帯主を記入します。

④ I-② 罹災証明書に記載されている被災住居を記入します。罹災証明書と住民票に記載されている住所表記が異なる場合は、それらはいずれも同一場所であることを確認するとともに、同一場所である旨を記載した書類を申請者が準備し、申請書に添付してください。被災住所に住民票を置いていなかった場合は、被災住所に生活の本拠があったことが確認できる書類を添付してください。なお、複数の住宅に居住していた場合、生活の本拠として日常的に使用している場所で被災した場合のみ対象となります。

⑤ I-③ 被災当時の住民票に記載されている世帯員の氏名及びふりがな、生年月日を記入します。

⑥II 被災世帯の現在の住所等について

「現在の住所」欄については、県が支給予定日等を記載した「長崎県・市町被災者生活再建支援金支給決定通知書」の発送に使用します。

この支給決定通知書は支給金額などの個人情報を含む書類であるため、送付先となる現住所は、個人情報の保護のため、一時的な避難所ではなく申請者本人が支給決定通知書を実際に受け取れる住所を記入します。また、「電話番号」については、申請内容について確認する事項がある場合に電話連絡をするため、日中に連絡が取れる電話番号を記入します。

⑦Ⅲ 世帯主の支援金の振込先について

振込先の金融機関は、銀行（農協、信用金庫）等は上段に、ゆうちょ銀行は下段に口座情報を記入します。

銀行等に振り込む場合の種別については、「普通口座」のみとなります。当座・貯蓄預金等の口座については、取り扱いができません。

支援金の振込先口座は、「Ⅰ―②世帯主の氏名」で記載した世帯主の口座を記入します。

支援金は、被災当時の世帯主の口座に支給します。ただし、申請前に世帯主の方が亡くなっている場合等は、被災時同一世帯員の口座に限り、振込口座を変更し支給します。（被災当時の世帯の確認するため、被災世帯全員の住民票（除票）の添付が必要です。

申請書に記載する口座情報について、「預金通帳の写し」と相違がないよう確認します。

なお、預金通帳の写しは、口座名義の「よみがな」が記載されている部分があるものを添付します。「よみがな」の記載がない場合は、金融機関に届け出ている「よみがな」を「カタカナ」で預金通帳の写しに記入してください。

2回目（加算支援金）以降の申請で、1回目（基礎支援金）の申請とは異なる金融機関に変更する場合は、世帯主の預金通帳の写しの添付が必要です。

申請後に振込口座の変更をすることはできません。

⑧Ⅳ（Ⅰ）申請する基礎支援金について

罹災証明書に記載されている被害状況、住民票に記載されている世帯状況をもとに、該当する区分に○で囲み、申請額を記入します。

大規模半壊と認定された世帯が基礎支援金の50万円（単身世帯：37.5万円）を受給し、その後やむを得ない事由により住宅を解体した場合、解体（半壊・敷地被害）による支援金100万円（単身世帯：75万円）と受給済みの50万円（単身世帯：37.5万円）との差額50万円について差額申請をすることができます。差額申請する際は、今回申請（A）の解体（半壊・敷地被害）の複数世帯100万円を○で囲み、受給済（B）の大規模半壊50万円を○で囲み、表の右側の申請額（A-B）に差額の50万円を記入して申請します。

逆に、「全壊」、「解体（半壊・敷地被害）」、「長期避難」のいずれも「全壊扱い」となるケースを1回目で申請した場合は、2回目の申請となるような新しい状況は考えられませんので、斜線で欄を消しています。

なお、被害状況の区分のうち「長期避難」は、認定時点において避難状態が解消する見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に、県において認定します。認定後は対象市町、地区名を告示します。そのため、認定されて市町、地区に居住している地区以外の方が申請することはできません。

⑨Ⅳ（２）申請する加算支援金について

世帯主が「建設・購入」・「補修」・「賃貸」のうち、どの住宅再建を選択するのかに応じて、それぞれ該当する区分を○で囲み、申請額を記入します。

「契約書等の写し」については、住宅再建方法に応じた書類を添付します。その際、契約書の名義については、世帯主もしくは被災時同一世帯に限ります。

被災当初、賃貸住宅として入居された世帯が加算支援金の 50 万円（単身世帯：37.5 万円）を受給し、その後住宅を新築した場合、2 回目の申請として「建設・購入」による支援金 200 万円（単身世帯：150 万円）と受給済みの 50 万円（単身世帯：37.5 万円）との差額 150 万円（単身世帯：112.5 万円）について差額申請をすることができます。差額申請をする際は、今回申請（C）の「建設・購入」の複数世帯 200 万円を○で囲み、受給済（D）の「賃貸住宅（※公営住宅入居者除く）」の 50 万円を○で囲み、表の右の申請額（C-D）に差額の 150 万円を記入して申請をします。

逆に、「建設・購入」、「補修」のどちらかのケースを１回目で申請した場合は、アパートなどの賃貸物件に一時的に入居される場合とは異なり、生活再建は完了したこととしておりますので、加算支援金はこれをもって終了したことになり、斜線で欄を消しております。従って、「補修」で申請されますと、改めて「建設・購入」の申請はできませんのでご注意ください。

（具体例）

- ・住宅が「全壊」した直後、避難所で生活しながら基礎支援金の支給を申請し、100万円の支給を受ける。
- ・1か月後、「賃貸住宅」に入居することとしたため、加算支援金（1回目）の支給を申請し、50万円の支給を受ける。
- ・3か月後、住宅を「建設」することとしたため、加算支援金（2回目）の支給を申請し、150万円（差額：200万円－50万円）の支給を受ける。

申請書の記入にかかる個別のお問い合わせは、被災当時居住していた市町担当窓口にご相談ください。

長崎県福祉保健部福祉保健課（被災者生活再建支援制度担当課）

〒850－8570

長崎県長崎市尾上町3番1号

TEL 095－895－2416 FAX 095－895－2570